

2002 年第 86 號法律公告

《商船（限制船東責任）（利率）令》  
(根據《商船（限制船東責任）條例》(第 434 章) 第 19(1) 條作出)

1. 為限制基金的目的而訂明的利率

《1976 年海事索賠責任限制公約》第 11 條第 1 段適用的利率——

- (a) 自 1987 年 1 月 16 日起至 1987 年 4 月 30 日止為 7.5%；
- (b) 自 1987 年 5 月 1 日起至 1987 年 11 月 5 日止為 6%；
- (c) 自 1987 年 11 月 6 日起至 1988 年 5 月 5 日止為 7.38%；
- (d) 自 1988 年 5 月 6 日起至 1989 年 10 月 5 日止為 5.89%；
- (e) 自 1989 年 10 月 6 日起至 1990 年 6 月 14 日止為 11.09%；
- (f) 自 1990 年 6 月 15 日起至 1991 年 7 月 25 日止為 10.24%；
- (g) 自 1991 年 7 月 26 日起至 1992 年 4 月 30 日止為 9.74%；
- (h) 自 1992 年 5 月 1 日起至 1992 年 10 月 22 日止為 8.72%；
- (i) 自 1992 年 10 月 23 日起至 1995 年 7 月 27 日止為 7.48%；
- (j) 自 1995 年 7 月 28 日起至 1998 年 6 月 11 日止為 8.82%；
- (k) 自 1998 年 6 月 12 日起至 2002 年 5 月 30 日止為 9.91%；
- (l) 自 2002 年 5 月 31 日開始為 5.16%。

2. 廢除

現廢除——

- (a) 《Merchant Shipping (Liability of Shipowners and Others) (Rate of Interest) (Hong Kong) Order 1987》(1987 年第 13 號法律公告)；
- (b) 《Merchant Shipping (Liability of Shipowners and Others) (Rate of Interest) (Hong Kong) (No. 2) Order 1987》(1987 年第 123 號法律公告)；
- (c) 《Merchant Shipping (Liability of Shipowners and Others) (Rate of Interest) (Hong Kong) (No. 3) Order 1987》(1987 年第 368 號法律公告)；
- (d) 《Merchant Shipping (Liability of Shipowners and Others) (Rate of Interest) (Hong Kong) Order 1988》(1988 年第 139 號法律公告)；
- (e) 《Merchant Shipping (Liability of Shipowners and Others) (Rate of Interest) (Hong Kong) Order 1989》(1989 年第 331 號法律公告)；
- (f) 《Merchant Shipping (Liability of Shipowners and Others) (Rate of Interest) (Hong Kong) Order 1990》(1990 年第 185 號法律公告)；
- (g) 《Merchant Shipping (Liability of Shipowners and Others) (Rate of Interest) (Hong Kong) Order 1991》(1991 年第 304 號法律公告)；
- (h) 《Merchant Shipping (Liability of Shipowners and Others) (Rate of Interest) (Hong Kong) Order 1992》(1992 年第 115 號法律公告)；
- (i) 《Merchant Shipping (Liability of Shipowners and Others) (Rate of Interest) (Hong

Kong) (No. 2) Order 1992》(1992 年第 333 號法律公告)；

(j) 《1995 年商船（限制船東責任）條例（利率）令》(第 434 章，附屬法例)；及

(k) 《1998 年商船（限制船東責任）條例（利率）令》(第 434 章，附屬法例)。

金融管理專員

任志剛

2002 年 5 月 27 日

註 釋

憑着《商船（限制船東責任）條例》(第 434 章) 而適用的《1976 年海事索賠責任限制公約》的第 11 條第 1 段規定，船東及救助人可藉設立限制基金而限制其海事索賠責任。該等限制基金須由該公約內列出的數額以及該數額所衍生的利息組成。

2. 按照該條例第 19 條，金融管理專員可不時訂明該公約第 11 條第 1 段適用的利率。本命令——

(a) 將多項訂明適用於不同時期的利率的命令綜合為一項命令；及

(b) 訂明在 2002 年 5 月 31 日或該日後適用的利率。